

○経済産業省告示第二百五十一号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の一九の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるものを次のように定め、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十年十二月二十五日

経済産業大臣 世耕 弘成

輸出貿易管理令別表第二の一九の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 人全血液
- 二 人赤血球液
- 三 洗浄人赤血球液
- 四 解凍人赤血球液
- 五 新鮮凍結人血漿^{しょう}
- 六 人血小板濃厚液
- 七 合成血